



計画内容再検討路線（区間）

No.	特別な 事由	路線名	区間	区市町	延長 (m)	検討 主体
計-1	ア	秋多3・3・9号線	秋多3・3・3～八王子市境	あきる野	1,120	市
計-2	ア	町田3・3・7号線	相模原市境～主地51	町田	170	都
計-3	ア	立川3・3・3号線	都道162(松中団地東交差点)～西砂町六丁目	立川	840	都
計-4	ア	調布3・2・6号線	都道119(旧甲州街道)～中央自動車道	調布	980	都
計-5	イ	外環の2	放射6～三鷹3・2・2	杉並、武蔵野、三鷹	4,600	都
計-6	イ	三鷹3・4・13号線支線1、支線2	三鷹3・4・13～調布3・4・1	三鷹、調布	1,000	都
計-7	ウ	放射18号線	勝島一丁目(鮫洲橋)～環状6	品川	2,520	都
計-8	ウ	放射27号線	環状1～補助55	千代田	1,910	都
計-9	ウ	環状3号線	台)根岸二丁目(寛永寺橋)～放射7	文京、台東	4,200	都
計-10	ウ	補助95号線	補助94～環状3	文京、台東	480	都
計-11	ウ	補助7号線	環状4～補助5	港、渋谷	910	区
計-12	ウ	補助91号線	放射10～環状5の2	北	820	都
計-13	ウ	補助125号線	補助329～放射4	世田谷	600	区
計-14	ウ	補助213号線	岡本一丁目～岡本三丁目	世田谷	870	区
計-15	ウ	三鷹3・4・7号線	三鷹3・2・2～三鷹3・4・12	三鷹	1,110	都
計-16	ウ	小金井3・4・1号線	小金井3・4・11付近～小金井3・4・7	小金井	2,050	都
計-17	ウ	秋多3・5・2号線	伊奈～秋多3・5・7	あきる野	1,440	市
計-18	エ	補助81号線	補助181～放射10	北	330	区
計-19	エ	国分寺3・4・1号線	国分寺3・4・11～国分寺3・4・14	国分寺	1,070	市
計-20	エ	調布3・4・10号線	調布3・4・17～東つつじヶ丘二丁目(東つつじヶ丘二丁目交差点)	調布	920	市
計-21	エ	調布3・4・14号線	調布3・4・9～調布3・4・26	調布	1,150	市
合計					29,090	

各路線延長は目安であり、
都市計画変更の延長とは異なる場合があります。



廃止候補路線（区間）

No.	路線名	区間	区市町	延長 (m)	検討 主体
廃-1	補助21号線	補助22～中官街7	千代田	380	区
廃-2	補助167号線	補助124～補助96	千代田	60	区
廃-3	放射27号線	放射5～補助55	千代田	320	都
廃-4	補助314号線	環状3～晴海五丁目	中央	400	区
廃-5	補助316号線	放射34～放射31	中央	280	区
廃-6	補助58号線	環状3～南元町	新宿	610	区
廃-7	環状3号線支線4	辰巳二丁目(辰巳の森公園前交差点)～東京湾環状線	江東	80	区
廃-8	補助161号線	放射18～補助160	品川	60	区
廃-9	補助50号線	補助25～環状6	目黒・渋谷	520	区
廃-10	昭島3・4・19号線	昭島3・4・2～昭島3・1・10	昭島	220	市
合計				2,930	

新たな都市計画道路の検討路線（区間）

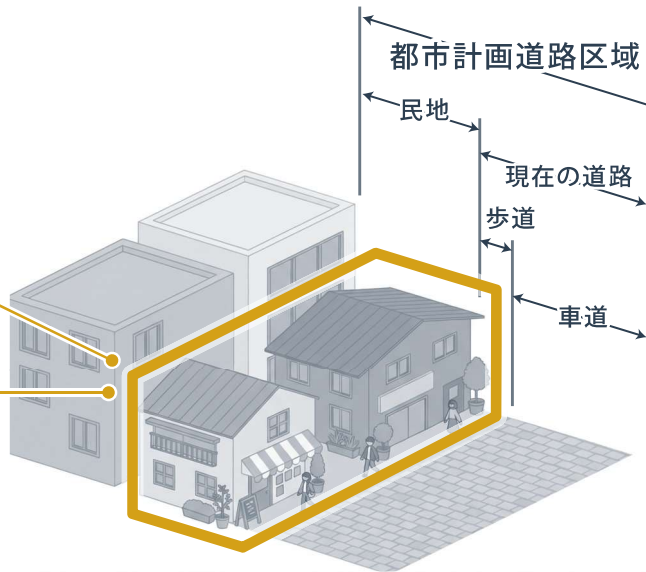
No.	観点	検討の目的	関連する 区市町
新-1	広域的な都市間の連携強化	埼玉県(和光市方面)との連携強化	板橋
新-2	(都県境を越えた道路網の拡充)	神奈川県(相模原市方面)との連携強化	町田
新-3		羽田空港周辺地域における道路網の拡充	大田
新-4	道路網の拡充によるアクセス強化	町田市北部の丘陵地域における南北道路網の拡充	町田
新-5		町田市上小山田町周辺地域における道路網の拡充	町田
新-6		八王子市片倉町における八王子3・3・13号線の延伸	八王子

都市計画道路区域内の 建築制限への対応

都内の都市計画道路の区域内では、将来の事業の円滑な施行を確保するため、建築物の建築に一定の制限が設けられています。この制限により、長期間にわたり事業が実施されない場合、地権者が土地を有効に利用できないといった課題が生じます。そのため、東京都では、以下の通り建築制限を緩和しています。

都市計画道路の区域内 における建築制限の基準 (都市計画法第54条第1項第3号)

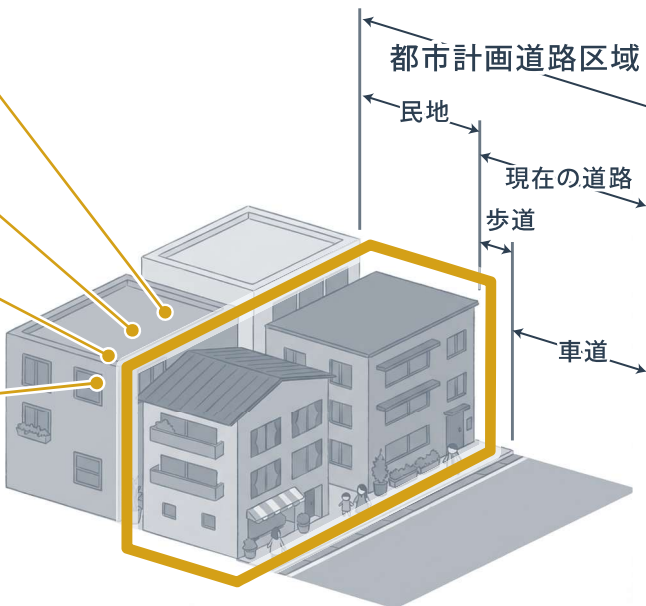
- 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



都内の都市計画道路の区域内 における建築制限の基準※ (平成28年4月以降)

- 階数が3、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

建築制限を緩和
2階建てまで
3階建てまで



※江戸川区と青梅市では、優先整備路線を対象とした建築制限の緩和措置を適用していません。

概成道路の検証

建築制限の長期化に対応するため、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(令和元年)※1」で検証した概成道路のうち、第五次事業化計画において優先整備路線等へ選定されなかった路線※2を対象に、基本方針の検証方法を踏まえつつ更なる検証を実施しました。

- ※1 都市計画道路の在り方に関する基本方針(令和元年)
建築制限の長期化を背景に、第四次事業化計画において優先整備路線等として選定されなかった未着手の都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないものの、現況幅員が一定の幅員を満たす概成道路について、拡幅整備の有効性を検証
- ※2 第四次事業化計画で優先整備路線に選定され、第五次事業化計画で優先整備路線等へ選定されなかった路線を含みます。

概成道路の計画の変更 (現道合わせ)候補路線

鉄道等が並行し、将来も沿道利用が見込まれない場合、歩道を片側のみに設置した幅員で現道を評価するなど、沿道利用の実態に応じた検証を行った結果、以下の路線を概成道路の計画の変更(現道合わせ)候補路線とします。



No.	路線名	区間	区市町	延長(m)	検討主体
概-1	補助229号線	西武新宿線交差部付近	練馬	60	都
概-2	補助109号線	環状3～環状4	台東	1,310	都
概-3	補助159号線	放射3～放射2	品川	660	区
概-4	福生3・4・10号線	福生3・3・27～福生3・4・4	瑞穂	700	都
合計				2,730	

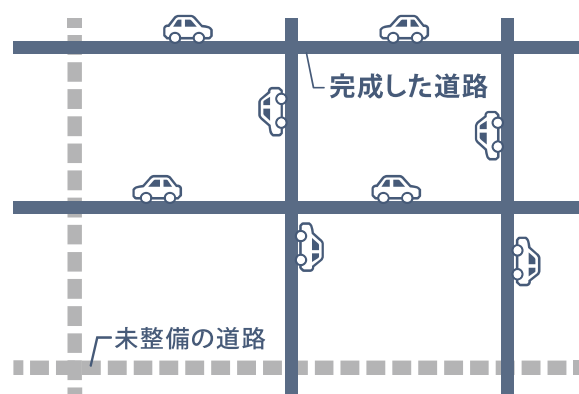
ここで示す延長は目安であり、都市計画変更の延長とは異なる場合があります。

道路空間の再編

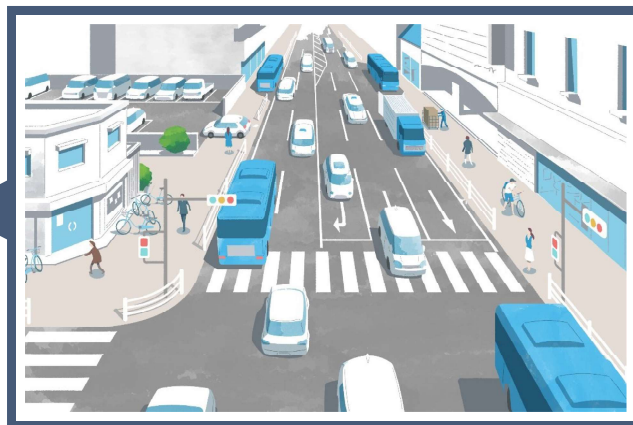
～東京ストリート+（プラス）～

道路空間の再編とは、回遊性や滞在の快適性の向上などの多様化するニーズ等に応じて、道路空間の再配分や幅員構成の見直しを行うことで、地域にゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組です。いつもの“みち”に様々な新しい機能を“プラス”する可能性をイメージし、この取組を「東京ストリート+（プラス）」として位置づけ、都内に幅広く展開していきます。

道路ネットワークが不十分な地域



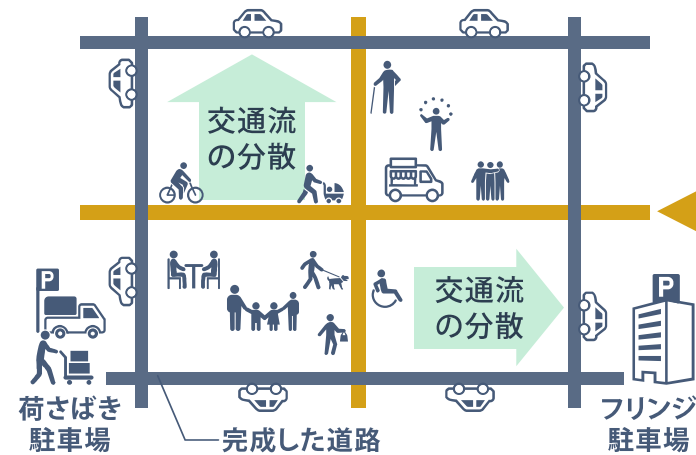
道路空間の再編前



道路空間の再編後



道路ネットワークが充実した地域



出典：国土交通省、ウォーカブルポータルサイト

リーディング路線の選定

道路空間の再編を先導するモデルケースとなるような道路を「リーディング路線」として選定しました。

完成済の都市計画道路等

目指すべきまちづくりなどによる評価

検討対象地域の設定

視点1 国際都市東京の魅力向上
ビジネス拠点/観光地周辺/ターミナル駅周辺

視点2 地域のまちづくりへの貢献
主要な駅周辺/身近な中心地周辺

ウォーカブルな道路空間が求められる区間の抽出

回遊性の向上/にぎわい・滞留空間の創出の視点

実現性による評価

道路ネットワーク等の形成状況の確認

地元自治体の意向確認

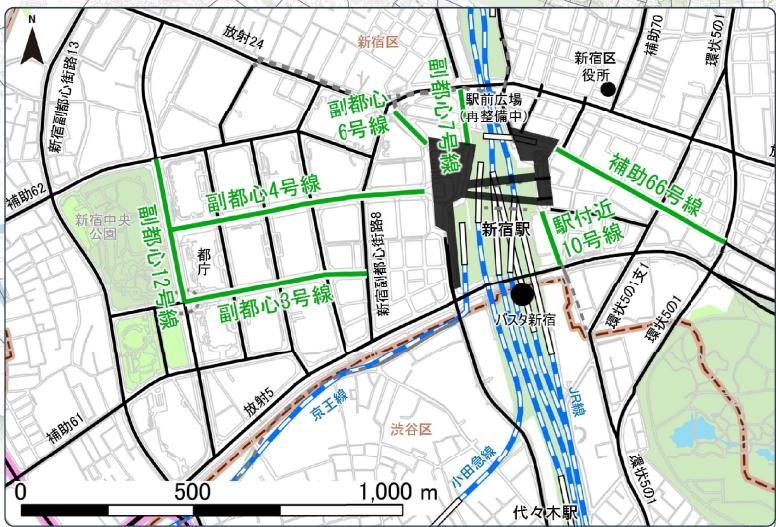
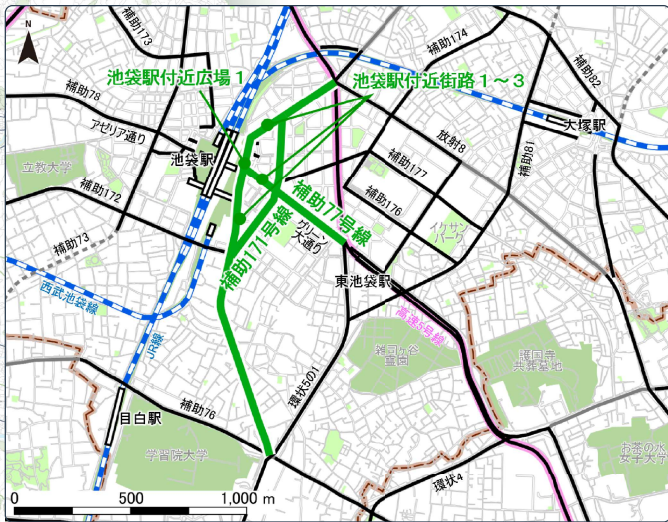
リーディング路線

整備方針策定後

周辺への交通影響等を確認した上、
令和22年度までに工事着手

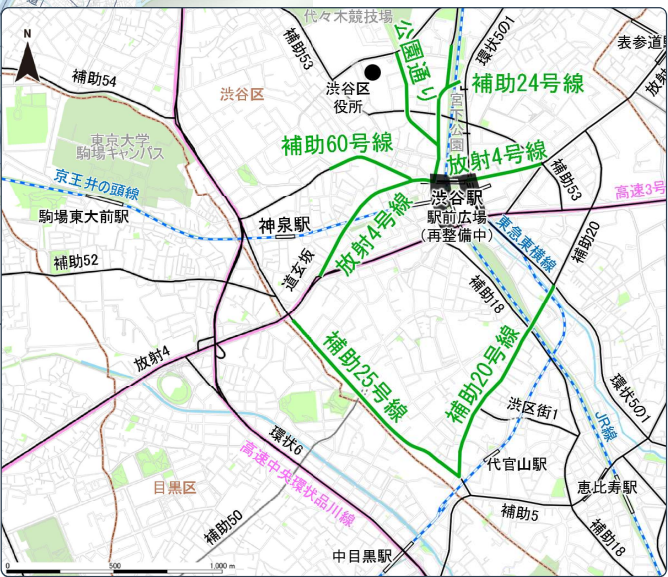
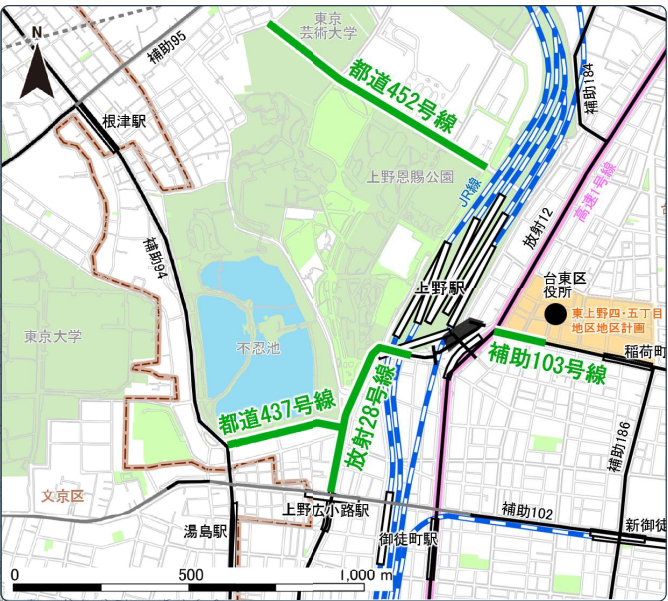
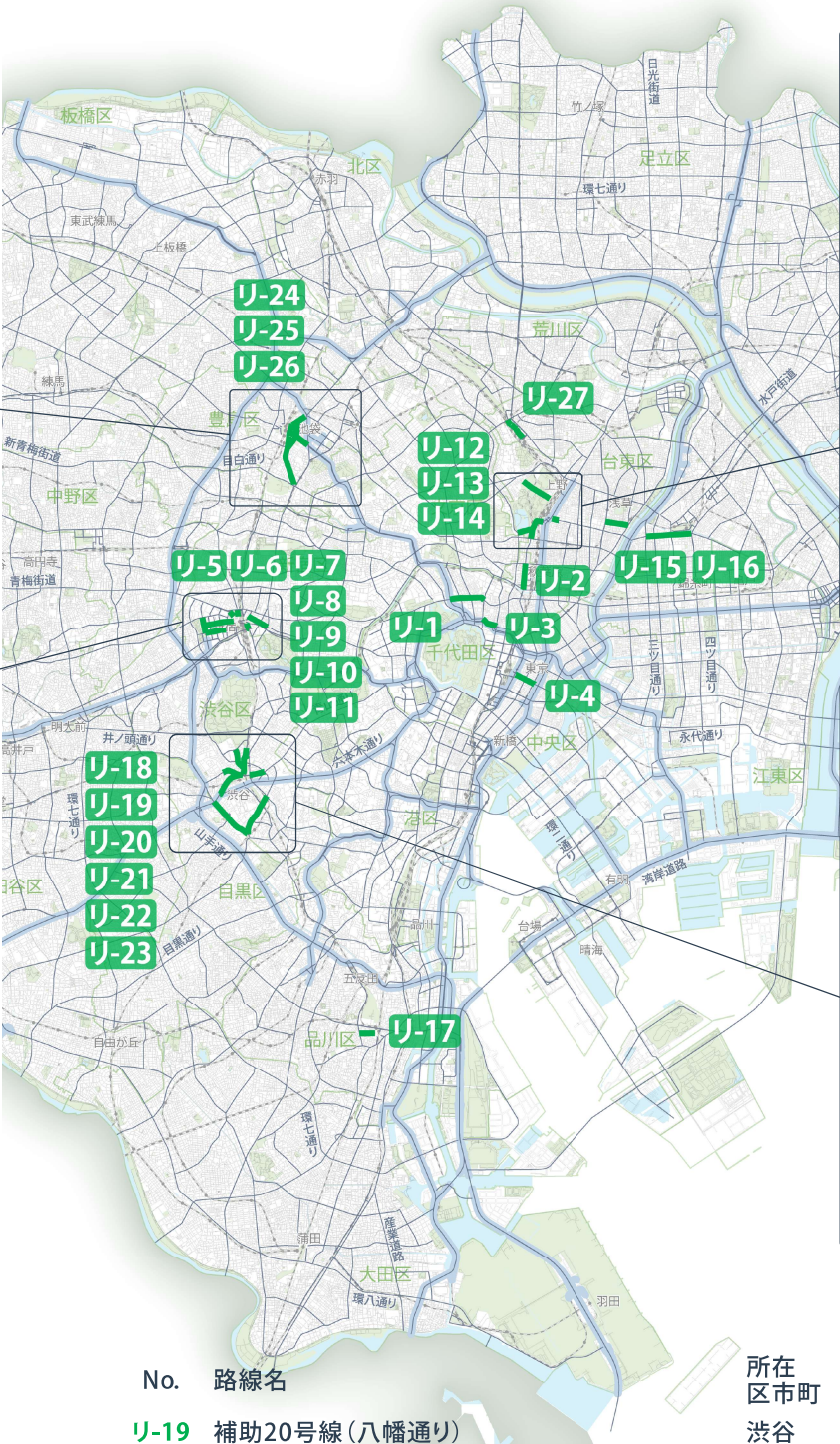
道路空間の再編イメージ





リーディング路線

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)	選定の 視点	視点1の 地域※1	道路 管理者	検討 主体※2
R-1	放射15号線(靖国通り)	千代田	780	視点1	観	都	東京都
R-2	放射28号線(中央通り)	千代田	580	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-3	補助96号線	千代田	330	視点1	タ	都	東京都
R-4	放射33号線(八重洲通り)	中央	440	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-5	補助66号線(新宿通り)	新宿	430	視点1	ビ 観 タ	区	新宿区
R-6	新宿駅付近街路10号線	新宿	130	視点2	—	区	新宿区
R-7	新宿副都心街路3号線	新宿	480	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-8	新宿副都心街路4号線	新宿	660	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-9	新宿副都心街路6号線	新宿	100	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-10	新宿副都心街路7号線	新宿	150	視点1	ビ 観 タ	都	東京都
R-11	新宿副都心街路12号線	新宿	370	視点1	ビ 観	都	東京都
R-12	放射28号線ほか1路線(中央通り・不忍通り)	台東	780	視点1	観 タ	都	東京都
R-13	補助103号線(浅草通り)	台東	120	視点1	観 タ	都	東京都
R-14	都道452号線	台東	720	視点2	—	都	台東区
R-15	特別区道台第78号線(雷門通り)	台東	500	視点2	—	区	台東区
R-16	補助103号線(浅草通り)	墨田	1,070	視点1	観	都	東京都
R-17	補助163号線(大井町駅前中央通り)	品川	360	視点2	—	区	品川区
R-18	放射4号線(大山街道)	渋谷	950	視点1	ビ 観 タ	区	渋谷区



※完成又は事業中の道路を — と、概成の道路を — と、
未整備の道路を ---- と表記しています。

No.	路線名	所在 区市町	延長 (m)	選定の 視点	視点1の 地域※1	道路 管理者	検討 主体※2
R-19	補助20号線(八幡通り)	渋谷	950	視点2	—	区	渋谷区
R-20	補助24号線(神宮通り・ファイヤー通り)	渋谷	650	視点1	ビ 観 タ	区	渋谷区
R-21	補助25号線(旧山手通り)	渋谷	1,000	視点1	観	都	渋谷区
R-22	補助60号線(文化村通り)	渋谷	370	視点2	—	区	渋谷区
R-23	特別区道第972号路線(公園通り)	渋谷	460	視点2	—	区	渋谷区
R-24	補助171号線ほか3路線(明治通り)	豊島	1,790	視点1	観 タ	都	豊島区
R-25	補助171号線	豊島	600	視点2	—	区	豊島区
R-26	補助77号線ほか1路線	豊島	440	視点1	観 タ	区	豊島区
R-27	特別区道荒267号線(ルートにつぼり)	荒川	500	視点2	—	区	荒川区
R-28	武蔵野3・4・7(桜通り)	武蔵野	80	視点2	—	市	武蔵野市
R-29	武蔵野市道第16号線(かたらいの道)	武蔵野	130	視点2	—	市	武蔵野市
R-30	調布3・4・19	狛江	250	視点2	—	市	狛江市
R-31	国分寺市道幹5号線(駅前通り)	国分寺	330	視点2	—	市	国分寺市
合計			16,500				

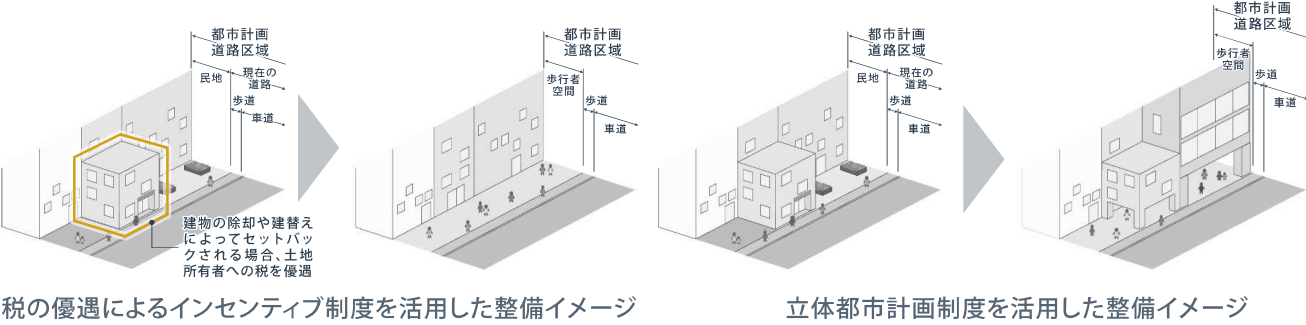
※1 ビ:ビジネス拠点、観:観光地周辺、タ:ターミナル駅周辺 ※2 検討主体は原則として、視点1は道路管理者、視点2は地元自治体としました。

今後の都市計画道路の検討

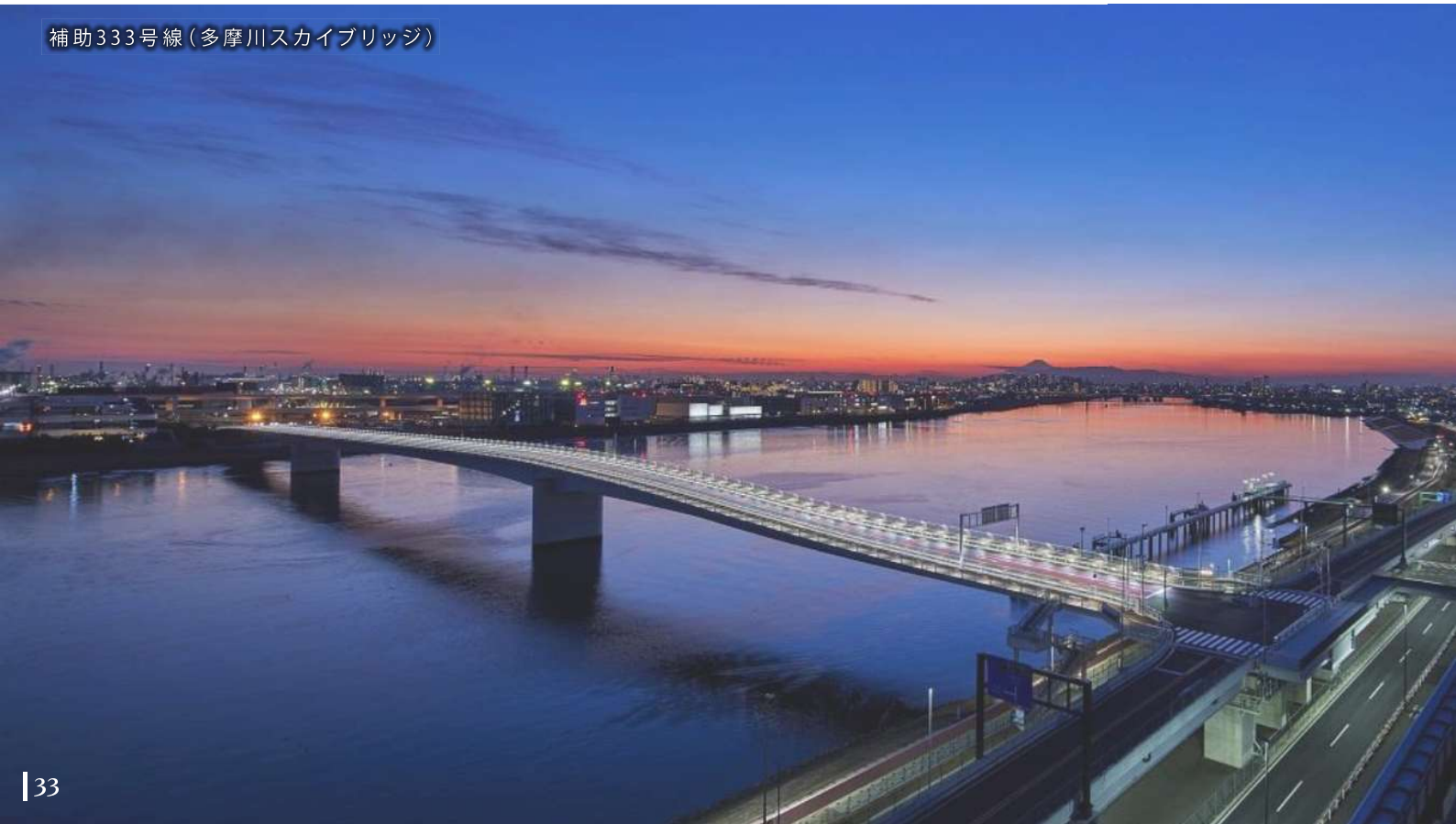
現在事業中の路線に加え、本整備方針で選定した約158kmの優先整備路線が完成すると、都市計画道路の完成率は約8割に達し、骨格幹線道路網がおおむね形成されます。これに首都圏三環状道路を加えた東京の骨格的な道路ネットワークが概成すると、自動車交通の偏りが解消され、これまで重交通を担っていた幹線道路においても歩道を広げることが可能となります。また、多くの人が集うターミナル駅周辺などでは、人中心の視点に立った新たなニーズが更に高まることを見込まれます。

今後は、道路に求められるニーズの多様化に対応するため、完成した幹線道路を含め、備えるべき広域的な交通機能を適宜検証するとともに、概成道路についてはその整備手法の検討などを進めます。

概成道路の整備手法のイメージ



補助333号線（多摩川スカイブリッジ）



付表

必要性の検証に用いる評価指標

検証項目	評価指標
都全域に関わる項目	
1 骨格幹線道路網の形成	・ 骨格幹線道路に該当する都市計画道路
2 交通処理機能の確保	・ 将来の交通量が6,000(台/日)以上見込まれる都市計画道路
3 物流ネットワークの形成	・ 重要物流道路(代替・補完路を含む。)に該当する都市計画道路 ・ 広域道路ネットワークに該当する都市計画道路
4 広域的な災害対応機能の強化	・ 緊急輸送道路に該当する都市計画道路 ・ 広域防災拠点へのアクセスルートとなる都市計画道路 ・ 都県境に位置する都市計画道路
5 延焼遮断機能の向上	・ 延焼遮断帯に該当する都市計画道路
地域に関わる項目	
6 持続可能な地域公共交通等の実現	・ 地域公共交通等の導入が望ましい地域にある都市計画道路(公共交通空白地域に位置する道路 など) ・ 自転車が利用しやすい空間を備えるべき都市計画道路(自転車通行空間に関する計画に位置付けがある道路 など)
7 つながり・まとまる緑豊かな空間の創出	・ まとまった緑同士を街路樹等で結ぶ緑豊かな都市計画道路(一定規模(2ha以上)の緑地等を連絡する道路 など) ・ 緑と水のネットワーク形成に寄与する都市計画道路(緑の基本計画等に位置付けがある道路 など)
8 あらゆる災害に対する地域の防災力向上	・ 災害対応の際に機能する都市計画道路(土砂災害警戒区域等が被災した際にう回路となる道路 など) ・ 地域住民の避難経路となる都市計画道路(緊急輸送道路と避難所等を結ぶ道路 など)
9 命を守る道路ネットワークの形成	・ 身近な歩行者空間の安全性向上に資する都市計画道路(ゾーン30周辺や通学路となっている道路 など) ・ 円滑な救急搬送を支える都市計画道路(第二次及び第三次救急医療施設へのアクセスに資する道路 など)
10 地域の魅力的な拠点の形成	・ 個性あるまちづくりに寄与する都市計画道路(各区市町の都市計画マスタープランに位置付けられている道路、駅前広場、地域の拠点、観光スポット等にアクセスする道路 など)

※地域に関わる項目については、上記以外にも各区市町がそれぞれ設定した評価指標があります。

優先整備路線の選定項目の内容

選定項目	選定の視点
広域的視点 地域的視点	
1 骨格幹線道路網の形成	広 骨格幹線道路のうち、ミッシングリンクの解消や渋滞緩和に寄与する区間
2 首都東京の強靱化	広 緊急輸送道路に指定されている道路のうち、現況幅員がおおむね10m未満となっている区間 広 都県境をつなぐ道路並びに広域防災拠点及び災害拠点病院へのアクセス強化に寄与する区間 地 浸水想定区域からの避難路の確保、避難場所等へのアクセス向上、延焼遮断帯の形成など、地域の防災性向上に寄与する区間
3 スムーズな道路網の形成	広 主要渋滞箇所又は混雑度※が1.25を上回る道路の渋滞緩和や自動車交通流の分散に寄与する区間 地 駅周辺等における交通混雑や公共交通空白地域の解消など、地域の交通課題の解消に寄与する区間
4 誰もが安全に暮らせるまちづくり	広 人身事故密度ランク上位50%以上の住宅エリアを含む街区において、道路の新設により、通過交通の流入抑制や安全性の向上に寄与する区間 地 自転車の通行空間の確保や安全な通学路の確保が必要な区間、バリアフリー基本構想の重点整備地区内で歩道幅員が不十分な区間など、地域の交通安全に寄与する区間
5 国際競争力の強化	広 国が定めた重要物流道路(代替路・補完路を含む。)及び広域道路ネットワークに位置付けられた区間 広 MICE施設と高速道路のインターチェンジを結ぶ区間のうち、交通の円滑化が期待される区間 広 都市機能が集積している地域において、ウォーカブルな道路空間を充実させるため、都市計画区域マスタープランにおける中核的な拠点内で、歩行空間の拡充が必要な区間 地 高速道路のインターチェンジ周辺の物流拠点や観光拠点等へのアクセス向上に寄与する区間
6 持続可能な地域のまちづくりへの貢献	地 拠点間連携、地域の活性化、緑豊かな空間形成などに寄与する区間 地 土地区画整理や市街地再開発、鉄道の連続立体交差事業などの他事業との連携など、地域のまちづくりを進める上で整備が必要な区間

道路空間の再編 リーディング路線の選定手順

目指すべきまちづくりなどによる評価

評価方法

視点1 国際都市東京の魅力向上

対象地域(いずれかに該当)

- ビジネス拠点：国際ビジネス交流ゾーンに位置する中核的な拠点地区（新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針）
- 観光地周辺：外国人旅行者が訪問した都内20位以内の観光地の周辺（令和6年 国・地域別外国人旅行者行動特性調査）
- ターミナル駅周辺：乗降トリップ数が都内20位以内の鉄道駅の周辺（平成30年 東京都市圏パーソントリップ調査）

区間抽出(全て該当)

- 回遊性向上の視点：交通結節点、主要観光地又は主要集客施設への経路
- にぎわい・滞留空間創出の視点：幅員22m以上（歩行者空間3.5m＋滞留空間2.0mの確保を想定）

視点2 地域のまちづくりへの貢献

対象地域

- 主要な駅周辺又は身近な中心地の周辺の中から区市町が選定

区間抽出

- 交通結節点、主要観光地又は主要集客施設への経路の中から区市町が選定

実現性による評価

評価方法

道路ネットワーク等の形成状況の確認

全て該当

- 原則、隣接する都市計画道路が完成又は概成
- 駐車場地域ルールが策定可能なエリア

地元自治体の意向確認

全て該当

- 地元自治体において、ウォーカブルなまちづくりに取り組んでいる。
例：地域のまちづくり計画等において位置付けがある。／社会実験が行われている。
- 地元自治体において、道路管理者と連携し、道路空間の再編に取り組む意向がある。

お問合せ先

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課	03-5388-3379		
【特別区】		【市町】	
千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課	03-5211-3610	八王子市都市計画部交通企画課	042-620-7303
中央区環境土木部管理調整課	03-3546-5420	立川市都市整備部都市計画課	042-523-2111（内線2366）
港区街づくり支援部土木課	03-3578-2217	武蔵野市都市整備部まちづくり推進課	0422-60-1872
新宿区都市計画部都市計画課	03-5273-3547	三鷹市都市再生部まちづくり推進課	0422-29-9702
文京区都市計画部都市計画課	03-5803-1239	青梅市都市整備部土木課	0428-22-1111（内線2585）
台東区都市づくり部都市計画課	03-5246-1363	府中市都市整備部計画課	042-335-4335
墨田区都市計画部都市計画課	03-5608-2827（内線3909）	昭島市都市計画部都市計画課	042-544-5111（内線2262）
江東区都市整備部都市計画課	03-3647-9454	調布市都市整備部まちづくり推進課	042-481-7587
品川区都市環境部都市計画課	03-5742-6760	町田市道路部道路政策課	042-724-1124
目黒区都市整備部都市計画課	03-5722-9725	小金井市都市整備部都市計画課	042-387-9859
大田区まちづくり推進部都市計画課	03-5744-1333	小平市都市開発部道路課	042-346-9828
世田谷区道路・交通計画部道路計画課	03-6432-7935	日野市まちづくり部都市計画課	042-514-8369
渋谷区土木部企画管理課	03-3463-3114	東村山市まちづくり部都市計画・住宅課	042-393-5111（内線3712）
中野区都市基盤部都市計画課	03-3228-8964	国分寺市まちづくり部まちづくり計画課	042-312-8664
杉並区都市整備部土木計画課	03-3312-2111（内線3425）	国立市都市整備部都市計画課	042-576-2111（内線361）
豊島区都市整備部都市計画課	03-4566-2632（内線2632）	福生市都市建設部まちづくり計画課	042-551-1511（内線2813）
北区まちづくり部都市計画課	03-3908-9152	狛江市都市建設部まちづくり推進課	03-3430-1111（内線2543）
荒川区防災都市づくり部都市計画課	03-3802-3111（内線2815）	東大和市まちづくり部都市づくり課	042-563-2111（内線1255）
板橋区都市整備部都市計画課	03-3579-2548	清瀬市都市整備部都市計画課	042-492-5111（内線3214）
練馬区都市整備部交通企画課	03-5984-1328	東久留米市都市建設部道路計画課	042-470-7777（内線2715）
足立区都市建設部都市建設課	03-3880-5160（内線2223）	武蔵村山市都市整備部都市計画課	042-565-1111（内線272）
葛飾区都市整備部道路建設課	03-5654-8389（内線2572）	多摩市都市整備部都市計画課	042-338-6856
江戸川区土木部計画調整課	03-5662-8389（内線3253）	稲城市都市建設部まちづくり計画課	042-378-2111（内線322）
		羽村市まちづくり部都市計画課	042-555-1111（内線287）
		あきる野市都市整備部交通政策課	042-558-1111（内線2742）
		西東京市まちづくり部都市計画課	042-438-4050
		瑞穂町都市整備部都市計画課	042-557-0599
		日の出町まちづくり課	042-588-5114

詳細の内容については、東京都都市整備局のホームページに「東京における都市計画道路の整備方針」を掲載しています。

令和8年3月発行

東京における都市計画道路の整備方針

編集・発行 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388) 3379